

障がいや病気、けがなどで

ご自分で投票用紙に書くことが難しい方へ

係員が代わって投票用紙に記載する代理投票ができます

障がいや病気、けがなどで自ら投票用紙に候補者の氏名等を書くことが難しい場合には、選挙人に代わって投票所の係員が投票用紙に記載することができます。

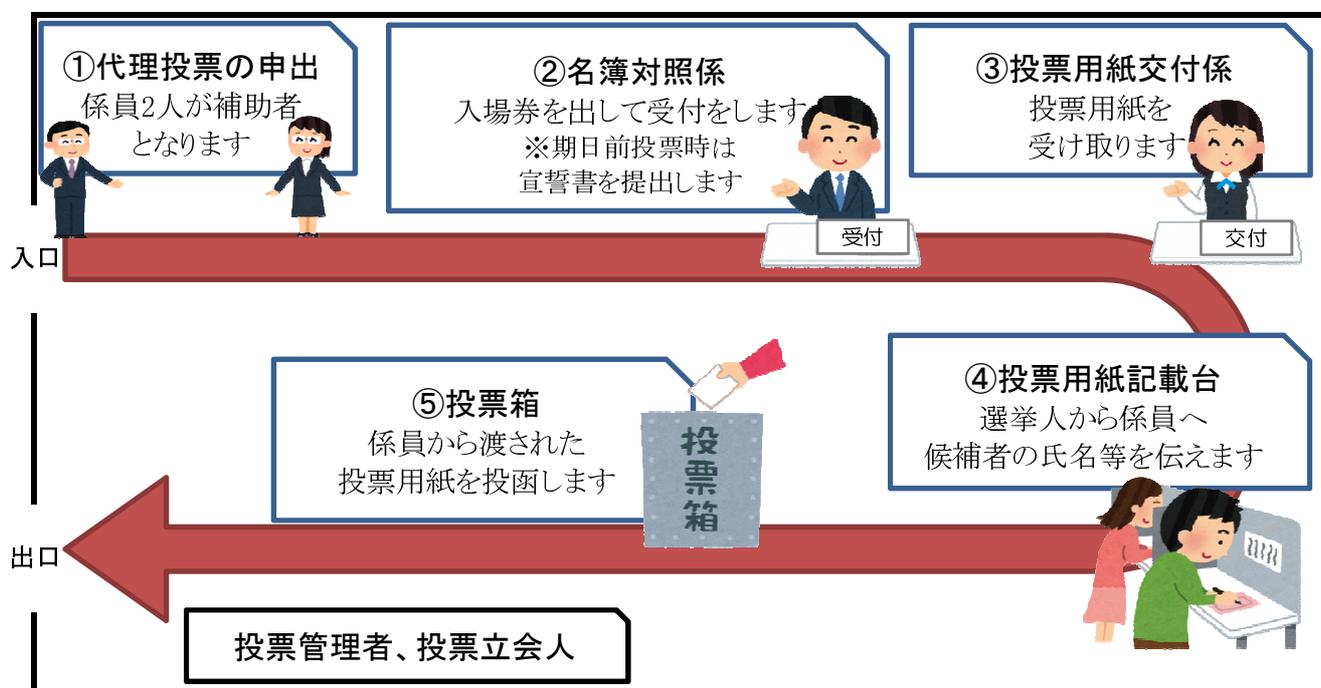
投票所の係員2人が補助者となり、そのうちの1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記載し、もう1人が、指示どおりかどうか確認します。

誰に投票したかの秘密は厳守されます。

代理投票をご希望の方は、投票所（期日前投票所）の係員にお申し出ください。

代理投票のながれ

※ 国政選挙等の際は、複数の投票があるため③④⑤の行程を繰り返します



代理投票を行う際のご注意

- (1) 代理投票は、選挙人本人の意思に基づき代筆を行うものであるため、どの候補者等に投票したいかを、ご自分で意思表示できる方に限ります。
- (2) 選挙人のご家族や付添いの方等は、代筆することはできません。
選挙人のご家族や付添いの方等は、やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた場合は投票所に入ることはできますが、投票の記載をする場所で、投票手続きに
関与することはできません。
- (3) 意思確認の方法は、選挙人の状況に応じて様々なものが考えられます。
ご家族や付添いの方等と事前に打合せも行っていますので、詳しくは選挙管理委員
会までお問い合わせください。意思確認の方法の例は裏面に記載しています。

意思確認の方法(例)

- 投票したい候補者の氏名を、口頭で係員に言う。
- 記載台に貼っている候補者の一覧表から、投票したい候補者の氏名を指でさして係員に伝える。
- 係員が記載台に貼っている候補者の一覧表の氏名を順に指でさす又は読み上げるので、投票したい候補者のところで返事やうなずき、まばたきなどで応じる。

※この他、投票したい候補者の氏名を書いた紙片(メモ、名刺等)を選挙人本人が係員に提示したうえで、係員の「この方でいいですか」などの問いかけに、返事やうなずき、まばたきなどで応じたり、選挙公報に掲載された候補者の写真等を指でさして係員に伝えるなどの方法で意思確認を行う場合もありますので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

点字により投票ができます

投票用紙に点字を打って投票することができます。「点字投票」をする方は、投票所の係員にお申し出ください。点字器は各投票所に用意していますが、点字器を持参して投票することもできます。

投票所の係員がお手伝いします

- 車椅子等で付添いの方と一緒にお願いいただいた場合、投票所内では付添いの方に代わり、係員が車椅子を押す等のお手伝いをいたします。
- お困りのことがありましたら、気軽に係員へお伝えください。投票所内には、質問や依頼をイラストでまとめたコミュニケーションボードも設置していますので、ご利用ください。

下表のいずれかに該当する方は郵便で投票できます

身体に重い障がいがあり投票所に行くのが困難な方(右表のいずれかに該当する方)で、ご自身で投票用紙に書くことができる方は、自宅で投票用紙に記載し、大分市選挙管理委員会に郵送する『郵便等投票』の制度を利用できます。

この制度をご利用いただくためには、あらかじめ選挙管理委員会から、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

また、『郵便等投票』を利用できる方で、重度の上肢、視覚障がいがある方は、「代理記載」の制度を利用することもできます。

いずれの制度も、利用の際には事前の手続きが必要です。

申請に必要な書類、申請方法等については、大分市選挙管理委員会までお問い合わせください。

『郵便等投票』該当一覧



区分	障がいの程度
身体障害者手帳 をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能 1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 1級または3級
	免疫・肝臓 1級から3級まで
戦傷病者手帳 をお持ちの方	両下肢・体幹 特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓 特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証 をお持ちの方	要介護5